総務専門部会 一般管理分科会

調整の方針項 目	新市における事務組織及び機構については、然 新市における組織・機構の整備方針 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在 簡素で効率的な組織・機構 高	織·機構 映することができる組織·機構	整備方針」に基づき整備するものとす	する。 備 考
項目			町	備考
	議 会			
				平成14年4月1日現在
行	町 長 — 助 役 — — — — — — — — — — — — — — — — —	————住民課 ———福祉課 ————	保育所(5) 	
政		————保健課 ———環境課 ———產業課	子どもげんきはうす	
組				
織	収入役		中中公民館	
図	<ul><li>○選挙管理委員会</li><li>○農業委員会</li><li>○監査委員</li><li>○固定資産評価審査委員会</li></ul>	社会教育課社会教育課	————中央公民館 ———総合体育館	

総務専門部会 一般管理分科会 協議項目 事務組織及び機構の取扱い 協議細目 調整の方針 項 目 伊 村 良 平成14年4月1日現在 総務課 -税務課 - 産業課 行 -建設課 村 長 — — 助 役 一 -住民課 -----保育所 政 —福祉課 — 収入役 ———出納(係) 組 (公営企業) 織 ———中央公民館 -図書館 义 ○選挙管理委員会 ○農業委員会 ○監査委員 ○固定資産評価審査委員会 【7課】

総務専門部会 一般管理分科会 協議項目 事務組織及び機構の取扱い 協議細目 調整の方針 目 町 備 考 頂 Ш 平成14年4月1日現在 議会事務局 -企画財政課 - 産業団地開発対策室 -総務課 長 ——— 助 役 — -税務課 -住民課 -西武芸出張所 行 -保育所(6) -老人福祉センタ -- デイサ - ビスセンター 政 -環境保健課 -産業課 - コミュニティセンター -山村開発センタ -組 -構造改善センタ・ 一建設課 — 収入役 ————収入役室 織 (公営企業)———— —水道課 教育委員会——— 教育 長 ———— 一教育課 -中央公民館 -地区公民館(7) 义 ○選挙管理委員会 ○農業委員会 ○監査委員 ○固定資産評価審査委員会 【1事務局9課2室】

総務専門部会 一般管理分科会 協議項目 事務組織及び機構の取扱い 協議細目 調整の方針 新 市 目 項 議 会 -議会事務局 総務課 総務部 秘書課 税務課 総合企画課 企画部 財政課 情報政策課 - 有線テレビ局 市民課 市民部 環境衛生課 クリーンセンター 行 保育園 ・ 児童館 ・ 子どもげんきはうす ピッコロ療育センター 社会福祉課 保健福祉部 助役-【福祉事務所】 美山荘 長寿福祉課 健康課 農林水産課 -林業振興室 産業経済部・ 政 産業振興課 -産業団地対策室 管理課 建設課 基盤整備部-都市計画課 農山村整備課 組 水道課 下水道課 (公営企業)------水道部 伊自良支所 美山支所 西武芸出張所 収入役 -会計課 織 総務課 消防長 — 予防課 消防本部 -消防次長 警防課 南消防署 北消防署 义 教育総務課 総合教育研究所 ·小学校·中学校 学校教育課 教育委員会 教育長 —— 教育次長 ・公民館・図書館・文化の里 社会教育課 社会体育課 体育館 ○選挙管理委員会 ○監査委員 【1事務局7部27課2室】

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調 整 の方 針			
項 目	参	考	料
	市町村名 合併期日	調 整 方   1.新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整	
	篠山市 H11.4.1	2.新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十 (新町行政組織・機構整備方針) 新町における行政組織・機構については、事務所の位置により、すべてを統合し、一元化することは困難な状況にある。 しかしながら、合併の主旨をふまえ合併の効果を最大限にの統合一元化を進める必要がある。 このため、合併時における組織・機構については、次の事に(1)町民の声を適正に反映することができる組織・機構(2)町民が利用しやすい組織・機構(3)指揮命令系統がわかりやすい組織・機構(4)責任の所在が明確な組織・機構(5)新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構(5)新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構(6)簡素で効率的な組織・機構(7)行政課題に即応できる組織・機構(8)緊急時に即応できる組織・機構	・分配慮する。 は確定したが、庁舎が狭隘であること等に を活かすためには、できる限り組織・機構 項を基本として整備するものとする。
先 進 事 例	さぬき市 H14.4.1	1.現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁・2.新市の組織・機構については、「新市における行政組織・構る。 3.新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十(別紙)新市における行政組織・機構の整備方針新市における行政組織・機構については、当面の事務所の町の行政組織・機構を満たすには、庁舎が狭隘であること等は困難な状況にある。しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限の一元化を進める必要がある。このため、合併時における組織・機構については、次の事(1)市民の声を適正に反映することができる組織・機構(2)市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構(3)指揮命令系統が分かりやすい組織・機構(3)指揮命令系統が分かりやすい組織・機構(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構(5)野急時に即応できる組織・機構	機構の整備方針」(別紙)に基づき整備す一分配慮する。 する。 D位置は確定したが、従前の合併関係5 こより、すべてを統合し、一元化を図ること に活かすためには、できる限り組織・機構